

(仮称) 泉南阪南共立火葬場建設事業

入札説明書

(修正版)

平成 28 年 4 月

泉南市

— 目 次 —

第 1 入札説明書等の定義	1
第 2 事業内容に関する事項	2
1 事業名称	2
2 発注者の名称	2
3 事業の概要	2
4 事業方式	2
5 入札予定価格及び最低制限価格	2
6 支払い条件	2
7 事業期間	2
8 事業スケジュール	3
9 事業に必要と想定される根拠法令等	3
10 他の事業者との連携	3
11 入札説明書等の変更	3
第 3 事業者の募集及び決定に関する事項	4
1 事業者の募集及び決定の方法	4
2 募集のスケジュール	4
3 入札に参加する者に必要な資格	4
4 入札手続等	8
5 落札者の決定方法	17
第 4 契約締結に関する基本的な考え方	19
1 契約内容の協議	19
2 議会承認	19
3 契約保証金	19
4 契約締結に至らなかった場合	19
5 契約に係る契約書作成費用	19
第 5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
第 6 その他事業の実施に関し必要な事項	21
1 情報公開及び情報提供	21
2 本事業に関する市の担当部署	21

第1 入札説明書等の定義

泉南市及び阪南市（以下「両市」という。）は、民間の技術力を活用して、（仮称）泉南阪南共立火葬場（以下「本件施設」という。）の設計・施工・維持管理運営を行うこととしている。

平成25年度には、火葬炉の整備業務及び維持管理業務の事業者を選定しており、この度は、本件施設の実施設設計及び施工（以下総称して「本業務」という。）を一括して発注する方式を採用して、（仮称）泉南阪南共立火葬場建設事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

なお、火葬場施設の運営及び建物の維持管理業務については、指定管理者制度の採用を想定しており、別途選定する予定である。

（仮称）泉南阪南共立火葬場建設事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業の事業者を決定するため、平成28年4月11日に公告した総合評価による一般競争入札についての説明書である。

なお、本事業における総合評価による一般競争入札とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、入札における落札者の決定において、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式をいうものとする。

入札説明書に添付されている次に掲げる書類も入札説明書と一体のものとして、これらを「入札説明書等」と定義する。

なお、各書類間に齟齬がある場合の優先順位は市の判断によるものとする。

別添資料① 要求水準書

別添資料② 落札者決定基準

別添資料③ 様式集

別添資料④ 契約書（案）

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

(仮称) 泉南阪南共立火葬場建設事業

2 発注者の名称

泉南市長 竹中 勇人

3 事業の概要

施設の概要

本事業の対象施設は、火葬場及びその外構施設とする。施設の詳細については、別添資料

① 要求水準書（以下「要求水準書」という。）を参照のこと。

事業の範囲

本業務の内容は、次のとおりである。業務の詳細については、別添資料①「要求水準書」を参照のこと。

- ① 実施設計業務
- ② 建設業務

4 事業方式

本事業は、選定された事業者が、市と契約を締結し、火葬場の実施設計及び建設業務を遂行する方式（設計施工一括発注方式）により実施する。

5 入札予定価格及び最低制限価格

1,670,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

上記入札予定価格は、事業期間にわたって市が事業者を支払う本業務の対価（金額）である。入札予定価格を超える額により行われた入札は失格となる。

また、最低制限価格を下回った額により行われた入札も失格となる。なお、最低制限価格は、落札者決定後に公表する。

6 支払い条件

本業務の対価のうち、設計業務に係る対価については、完成後に支払うことを予定している。また、建設業務に係る対価については、工事進捗に応じて年度毎に支払うことを予定している。

なお、建設業務に係る対価については、著しい物価変動があった場合に、契約書の定めに従い支払額の変更を行う。

7 事業期間

事業契約の締結日から平成30年9月末までの期間とする。

8 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次に示すとおりである。平成30年9月末までに火葬場の引渡しを完了すること。

時 期	内 容
平成28年7月	契約の締結
平成30年9月末（期限）	火葬場の引渡し期限（事業期間終了）

9 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は要求水準書に示すとおりである。それらのほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

10 他の事業者との連携

なお、本件施設の火葬炉整備業務、火葬場の維持管理運営業務については、市が別途に事業者を選定するので、これらの事業者との連携のもと、本事業を実施するものとする。

11 入札説明書等の変更

入札説明書等公表後における事業者からの質問等を踏まえ、入札説明書等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市のホームページ上で公表する。

第3 事業者の募集及び決定に関する事項

1 事業者の募集及び決定の方法

事業者の募集及び決定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価による一般競争入札とする。

事業者の決定にあたっては、参加資格要件の審査、事業提案の審査の2段階の審査を予定している。なお、事業提案の審査の際には、プレゼンテーションを予定している(5(2)参照)。

また、審査の結果、総合評価点が最も高かった者を「落札者」として決定するものとする。

2 募集のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする

日 程		内 容
平成 28 年	4 月 11 日 (月)	入札公告
平成 28 年	4 月 11 日 (月) ~ 4 月 15 日 (金) まで	入札説明書等の内容に関する質疑受付
平成 28 年	4 月 22 日 (金)	入札説明書等の内容に関する質疑回答
平成 28 年	4 月 25 日 (月) ~ 4 月 26 日 (火) まで	参加表明書類受付期間 (受付時に参加資格を確認し 結果通知書及び参加資格有りの場合は基本設計書を 手交)
平成 28 年	4 月 27 日 (水) ~ 5 月 2 日 (月) まで	基本設計書に関する個別質疑受付開始(受付後7開庁 日以内に個別に回答)
平成 28 年	6 月 10 日 (金) 午前	入札書類 (事業提案を含む。) の受付
平成 28 年	6 月 10 日 (金) 午後	開札
平成 28 年	6 月 中旬	プレゼン、落札者の決定、
平成 28 年	6 月 下旬	仮契約締結
平成 28 年	7 月	契約締結(7月臨時議会)

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者等の構成

① 入札参加者の定義

入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の構成については、次のとおりとする。

(ア) 入札参加者は、市の求める性能を備えた火葬場を設計もしくは建設することができる技術的能力及び実績を有する企業(以下「構成企業」という。)により構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)とする。

(イ) 参加グループは、火葬場の実施設計を行う企業(以下「設計企業」という。)、火葬場を建設する企業(以下「建設企業」という。)により構成されるものとする。

② 代表企業の選定

- (ア) 参加グループは、構成企業の中から代表企業として、建設企業（後記（２）②（イ）のJVの場合は代表構成員）を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- (イ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

③ 複数応募の禁止

参加グループの構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

（※）資本関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

（※）人的関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、(ウ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- (ウ) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。
- (エ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

④ その他

- (ア) 構成企業から業務を直接受託する者を協力企業とする。

（２）入札参加者の参加資格要件

① 構成企業の共通資格要件

参加グループのすべての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 泉南市建設工事等指名停止要綱又は阪南市入札参加停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (イ) 泉南市暴力団等排除措置要綱又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。又

- はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (エ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
 - (オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与していた者（株式会社東畑建築事務所、株式会社地域経済研究所）及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者（「第 3 3(1)③複数応募の禁止」を参照）。
 - (カ) 審査委員会（「第 3 5 落札者の決定方法」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者（「第 3 3(1)③複数応募の禁止」を参照）。
 - (キ) 次のいずれかに該当する者
 - a 次のいずれかに該当する破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
 - (a) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (b) 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (c) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
 - (d) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
 - b 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
 - (a) 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
 - (b) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
 - (c) 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。
 - (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - (e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。

- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- d その者の親会社等が a から c までのいずれかに該当する法人。

② 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、入札参加資格の審査申請の日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

(7) 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を分担する場合は、統括する設計企業をおくものとし、統括する設計企業は以下に示す a～d の要件のすべてを満たし、その他の設計企業は少なくとも a～c を満たしていること。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- b 泉南市入札参加資格もしくは、阪南市入札参加資格を有していること。
- c 延べ床面積2,000㎡以上の公共工事（以下「参加資格要件工事」という。）の実設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したものに限る。
- d 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。

(4) 建設企業

建設企業は、単体もしくは、次の a の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。単体の建設企業または、JV の構成員は、次の b から f の要件をすべて満たしていること。なお、f の要件については、JV の構成員のうち1社が満たすことで可とし、また、JV の構成員で、建設業法第3条第1項の営業所のうち泉南市内もしくは阪南市内に本店を有する者（公告日において泉南市内もしくは阪南市内に本店を有しない者を除く。以下「市内建設業者」という。）にあつては、e の要件を除くものとする。

- a JV を結成する場合は、共同施工方式（以下「甲型 JV」という。）によるものとし、次の要件をすべて満たしていること。
 - (a) JV には、市内建設業者が構成員として1人以上含まれること。
 - (b) JV の代表構成員は出資比率が構成員中最大である者であつて、単独の企業であること。
 - (c) JV の構成員数は2者又は3者であること。
 - (d) 1構成員当たりの出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

※甲型 JV の詳細については国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html 参照のこと。

- b 泉南市入札参加資格もしくは、阪南市入札参加資格を有していること。
- c 特定建設業の許可を得ていること。
- d 「建築一式工事」について、公告日における建設業法第 27 条の 23 の規定する経営事項審査の結果による総合評価値が、1,500 点以上の者であること。なお、市内建設業者が 1,500 点以上の者と共に組成する JV の構成員となる場合においては、800 点以上の者であること。
- e 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JV として有する工事実績については、以下の条件を満たす場合に限るものとする。
 - ・ 2 者の場合、出資比率 30%以上。
 - ・ 3 者の場合、出資比率 20%以上。
- f 次の要件をすべて満たす建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者を専任かつ常駐で配置できること。
 - (a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - (b) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 6 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(3) 参加資格要件の適用

- ① 資格審査基準日は、参加表明書提出日とし、この日以後、契約の締結までに、参加グループの構成企業が当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加グループは失格とする。
- ② ただし、契約の締結までに参加グループが参加資格要件を満たすための手当てを行い、その内容を市に書面で提出し、本事業の確実な履行に支障がないと認めた場合は、当該参加グループを失格としないことができるものとする。
- ③ 参加表明書類の提出により参加の意思を表明した参加グループの構成企業の変更は原則として認めない。ただし、契約締結前であれば、特別の事情があり、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めることがある。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

① 入札公告

入札公告は平成 28 年 4 月 11 日（月）とし、市掲示板及び市のホームページ(下記参照)

上で公表する。入札説明書等についても同じホームページ上で公表する。

市トップページ (<http://www.city.sennan.lg.jp/>) の「各課のご案内」 → 「市民生活環境部」 → 「環境整備課」 → 「環境整備係」 → 「(仮称) 泉南阪南共立火葬場について」

② 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載の内容に関する質問の受付を次の要領で行う。

(ア) 提出期間

平成 28 年 4 月 11 日 (月) 午前 10 時から 4 月 15 日 (金) 午後 5 時必着

(イ) 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等質問書提出届」及び各「入札説明書等質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付にて下記のメールアドレスに送信すること。

メールアドレス: kankyou@city.sennan.lg.jp

名称	様式	電子データ
入札説明書等質問書提出届	1-1	Word
入札説明書等質問書	1-2	Word

③ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答の公表を次の要領で行う。

(ア) 公表日 (予定)

平成 28 年 4 月 22 日 (金)

(イ) 公表方法

回答については、原則、市のホームページ(下記参照)上で公表する。なお、質問者の企業名等は公表しないものとする。

市トップページ (<http://www.city.sennan.lg.jp/>) の「各課のご案内」 → 「市民生活環境部」 → 「環境整備課」 → 「環境整備係」 → 「(仮称) 泉南阪南共立火葬場について」

また、市は、質問・意見に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問に関し、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(2) 参加表明及び入札参加資格の確認

入札参加者は、参加表明書類を提出した際に、入札参加者の参加資格要件及び業務遂行

能力に関する資格要件について審査を受けること。

なお、期限までに参加表明書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

また、入札参加表明後に入札を辞退する場合は、入札参加者の記名、押印の上、下記①イに記載の提出場所に提出するものとする（様式自由）。

① 提出方法等

(ア) 提出日時

平成 28 年 4 月 25 日（月）午後 1 時から平成 28 年 4 月 26 日（火）午後 5 時まで

(イ) 提出場所

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

泉南市 市民生活環境部 環境整備課

(ウ) 提出方法

代表企業が持参により提出すること。なお、提出の際は、前日までに後記 第 6 2 に記載の本事業に関する市の担当部署へ電話連絡を入れ、来庁時間の打ち合わせを行うこと。

② 提出書類等

参加表明書類は下表による。各様式は「様式集」に従い、Microsoft Word を使用して作成すること。

提出部数は 5 部（うち 1 部は正本）とし、二穴 A4 サイズのファイルで綴じた状態で提出すること。なお、電子データで作成する書類については、内容を記録した CD-R を 1 部添付して提出すること。

名称	様式	電子データ
参加表明書	2-1	PDF
一般競争入札参加資格確認申請書	2-2	PDF
構成員及び担当者等一覧表	2-3	Word
委任状	2-4、2-5	PDF
参加グループ全企業の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）、参加グループ全企業の印鑑登録証明書（3 カ月以内の証明）	—	—
入札参加資格確認書類提出届	2-6	PDF
火葬場の設計業務を行う者に関する資格	2-7	Word
設計企業の一級建築士事務所登録を証明する書類	—	—
設計企業の設計実績を証明する書類	—	—
火葬場の建設業務を行う者に関する資格	2-8	Word
建設業許可証明書（3 カ月以内の証明）	—	—
建設企業の経営事項審査結果通知書	—	—
施工実績調書	2-9	Word

契約書の写し、建築計画概要書及び図面の写し、検査済証（又は竣工写真）	—	—
工事施工証明書	2-10	PDF
施工実績調書に記入する物件の契約書の写し、発注者の印鑑登録証明書、建物の登記簿謄本（工事施工証明書提出時のみ）	—	—
暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はその恐れのある者ではないことに係る誓約書	2-11	PDF

③ 入札参加資格確認通知及び基本設計書データの送付

参加グループの入札参加資格の確認は、参加表明書類の受付の際に行い、参加資格が確認された場合は、入札参加者に対して本事業における事業提案表紙に記載する提案受付番号を記載した「参加資格確認結果通知書」と要求水準書の基本設計書の電子データを収録した CD-R を交付する。

④ 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

入札参加資格がないと認められた者は、市に対し、書面（様式自由）により理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限

平成 28 年 5 月 30 日（月）午後 5 時まで

(イ) 提出場所

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

泉南市 市民生活環境部 環境整備課

(ウ) 提出方法

代表企業が持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。

(エ) 回答期限及び方法

平成 28 年 6 月 10 日（金）までに書面により通知する。

⑤ 基本設計書に関する質問の受付

基本設計書に記載の内容に関する質問の受付を次の要領で行う。

(ア) 提出期間

平成 28 年 4 月 27 日（火）午前 10 時から 5 月 2 日（月）午後 5 時必着

(イ) 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「基本設計書質問書提出届」及び各「基本設計書質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付にて上記 4(1)②（イ）に記載の提出先に提出すること。

名称	様式	電子データ
基本設計書質問書提出届	3-1	Word
基本設計書質問書	3-2	Word

⑥ 基本設計書に関する質問に対する回答

基本設計書に関する質問に対する回答は、原則として、質問受付後 7 開庁日以内に、「基本設計書質問書提出届」に記載した提出者の電子メールアドレスへ個別に送信することにより回答を行う。

なお、市は、提出のあった質問に関し、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

⑦ 入札手続きに関する質問及び回答

入札参加資格があると確認を受けたグループは、入札手続きに関する質問を行うことが出来る。

なお、市は質問者に対して質問の内容について電話等で直接ヒアリングを行うことがある。また、質問の内容によっては、市は回答を行わないこともある。

(ア) 提出期限

入札参加資格の確認後、平成 28 年 6 月 6 日（月）午後 5 時まで

(イ) 受付方法

質問の内容を書面(様式自由)に簡潔にまとめ代表企業が FAX または電子メールでのファイル添付にて後記 **第 6 2**に記載の本事業に関する市の担当部署に提出すること。なお、提出時には、電話連絡にて着信を確認すること。

(ウ) 回答方法

質問者へ個別に順次、書面にて回答を行う。なお、公平性の観点から質問者以外にも周知すべき内容であると市が判断した場合は、他の入札参加者へも回答を配布する。

(3) 入札

入札を次の要領で行う。

① 提出方法等

(ア) 提出日時

平成 28 年 6 月 10 日（金）午前 9 時 30 分～午前 12 時

(イ) 提出場所

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

泉南市 市民生活環境部 環境整備課

(ウ) 提出方法

代表企業が持参により提出すること。

② 提出書類等

入札時の提出書類及びその提出部数は下表による。

提出書類			提出部数
ア 入札書類			1 部
イ 事業提案	事業提案提出書		15 部（うち 1 部は正本）
	施設計画（建築・設備）提案図面	第 1 分冊	15 部（うち 1 部は正本）
	提案書	第 2 分冊	15 部（うち 1 部は正本）
ウ 要求水準等に関する確認書			15 部（うち 1 部は正本）

(ア) 入札書類

入札書類は下表による。各様式は「様式集」に従い、Microsoft Word を使用して作成し、入札参加者名等を表記して 1 部提出すること。なお、下表のうち様式 4-3（入札書）については封筒に入れ密封すること。（封書の表書きに提案受付番号を明記すること。）

なお、入札書に記入する金額については、後記「④入札書に記入する金額」を参照すること。

また、内容を記録した CD-R を 1 部添付して提出すること。

名称	様式	電子データ
入札書類提出届	4-1	PDF
入札書類提出一覧表	4-2	Word
入札書	4-3	PDF

(イ) 事業提案

事業提案は下表による。各様式は「様式集」に従い、Microsoft Word を使用して作成すること。提案図面に関しては、作成ソフトは自由とするが、電子データの提出にあたっては、Adobe PDF 形式（.pdf）とすること。

事業提案については、二穴 A3 サイズのファイルで分冊ごとに綴じた状態で提出すること。提案図面についても分冊ごとに適宜ファイル綴じの上、提出すること。ファイルについては、取り外しが可能なものとする。

なお、事業提案書の内、様式 7-4（地域経済への配慮）及び様式 7-10（建築工事費等）については、ファイルに綴じず、(ア)とは別途の封筒に入れ密封すること。（封書の表書きに提案受付番号を明記すること。）

さらに、内容を記録した CD-R を 1 部添付して提出すること。

名称	様式	電子データ
事業提案提出書	5-1	PDF
施設計画提案図面	(第1分冊)	PDF
・施設計画提案図面 表紙 図面の内容については、後記③(ア)を参照すること。		6-1
提案書	(第2分冊)	Word
提案書 表紙		7-1
本事業への基本的な考え方		7-2
設計、建設に関する実施体制		7-3
地域経済への配慮		7-4
主要室についての意匠の提案		7-5
利便性、快適性、安全性の確保に向けた提案		7-6
施工における品質確保に向けた提案		7-7
工期について短縮化の提案		7-8
全体工程表		7-9
建築工事費等		7-10

※ 提案書の内、様式7-4（地域経済への配慮）及び様式7-10（建築工事費等）については、ファイルに綴じず、封筒に入れ密封すること。（封書の表書きに提案受付番号を明記すること。）

(ウ) 要求水準等に関する確認書

要求水準等に関する確認書は下表による。各様式は「様式集」に従い、Microsoft Word、Microsoft Excel を使用して作成すること。なお、内容を記録したCD-Rを1部添付して提出すること。

名称	様式	電子データ
要求水準等に関する確認書	8-1	PDF

③ 事業提案の作成要領

審査の公平を期すため、参加グループは匿名として審査を行う。よって、事業提案の各分冊の表紙（様式6-1、7-1）には、各様式の所定の欄に、上記（2）③で交付する提案受付番号を記載し、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

ただし、事業提案のうち正本1部については、表紙においては参加グループ名、表紙以外の各様式についても、参加グループ名（構成員名）を明らかにすること。

(ア) 施設計画提案図面

施設計画提案図面を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

項目	内 容		枚数
設計図面 (着色も可)	施設概要、仕上表		必要枚数
	配置図	A3 : 1/600 (程度)	1 枚
	各階平面図	A3 : 1/300 (程度)	必要枚数 (各階 1 枚)
	立面図 (4 面)	A3 : 1/300 (程度)	1 枚
	断面図 (2 面以上)	A3 : 1/300 (程度)	1 枚
	展開図 (適宜 4 面) ※1	A3 : 1/150 (程度)	必要枚数
透視図 (着色のこと)	内観透視図 (A3 版 : 適宜) ※2		必要枚数

※1 : 全体の展開図や部分の詳細図の組み合わせについては自由とする。

※2 : 折り込まないで提出すること。

(イ) 提案書

表現にあたっては、表・図、スケッチ等を使用してもよい。なお、着色も自由とする。記載内容は、抽象的な表現を避け、できる限り具体的に記述すること。

④ 入札書に記入する金額

入札書には、本件施設の実施設設計及び施工の対価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。

(4) 入札にあたっての留意事項

① 入札説明書の承諾

参加グループは、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

② 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

③ 公正な入札の確保

参加グループは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、前記第 3 4 に定めた入札手続き以外に、本事業の市担当者及び関係者へいかなる問い合わせや働きかけも行ってはならない。なお、問い合わせや働きかけを行った場合は、当該参加グループの参加資格を取り消す。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

④ 入札の中止・延期

入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

⑤ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格がない者のした入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (ウ) 代表企業以外の者のした入札
- (エ) 入札書類等に虚偽の記載をした者の入札
- (オ) 記名押印を欠く入札
- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (キ) 入札参加者及びその代理人のした2以上の入札
- (ク) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

⑥ 本事業に関する提案内容を記載した事業提案の取扱い

(ア) 著作権

本事業に関する事業提案の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は事業提案の全部又は一部を使用できるものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 入札書類等の変更禁止

入札書類等の変更はできない。ただし、事業提案における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) 入札書類等の返却

参加グループから提出された入札書類等は返却しない。

(5) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(6) 開札

開札には、入札参加者の立会い（入室は1入札参加者につき2名まで）が可能なものとし、立会を希望する入札参加者は、開札時間の10分前までに、開札会場に集合すること。

なお、開札により、入札価格が予定価格を超えておらず、最低制限価格を下回っていないことを確認し、予定価格を超えている場合もしくは、最低制限価格を下回っている場合は失格とする。

この際に、開札の場で入札価格及び最低制限価格の公表は行わない。

なお、落札者決定後、入札参加者の入札参加者名及び企業名を市のホームページ上で公表する予定である。

① 開札日時

平成28年6月10日（金）午後3時

② 開札会場

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 別館1階 会議室1

5 落札者の決定方法

落札者の決定方法は総合評価による一般競争入札方式とし、4（3）により市が入札参加資格を有すると認めた者について、後記の（仮）泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会が、別添資料②「落札者決定基準」に基づき入札書類及び事業提案により審査を行い、審査結果を市に提出する。市は、この審査結果を踏まえ、落札者を決定するものとする。

詳細は別添資料②「落札者決定基準」を参照のこと。なお、入札参加者が1社の場合における取り扱いについては、「落札者決定基準」において定めるものとする。

(1) (仮) 泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会

審査は、（仮）泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会が落札者決定基準に基づき行う。

（仮）泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会の委員の氏名等は、落札者決定後に公表する。

(2) プレゼンテーション

事業提案の審査にあたっては、プレゼンテーションを予定している。

なお、実施の日時、方法等については、代表企業に対して別途通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

① 落札者の決定

市は、(仮)泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

② 審査結果及び評価の公表

審査結果は、平成28年6月中旬頃に代表企業に文書で通知し、併せて市のホームページ上で公表する予定である。なお、電話等による問合せには応じない。

(4) 落札者を決定しない場合

市は、事業者の募集、入札提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者においても市の目標達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を決定せず、その旨を速やかに公表する。

第4 契約締結に関する基本的な考え方

1 契約内容の協議

市は提案内容に基づき、事業者と契約内容に係る確認を行い、当該確認の内容に基づき、落札者と契約を締結するものとする。なお、契約書の詳細については、別添資料⑤「契約書(案)」を参照のこと。

2 議会承認

本事業の契約締結にあたっては、泉南市議会の承認が必要であることから、市は落札者と仮契約を締結し、当該仮契約が市議会で承認されることにより、本契約に移行するものとする。

なお、議会の承認が得られなかった場合においても、市は、本件入札及び仮契約の締結に関し落札者に発生した費用の負担を行わないものとする。

3 契約保証金

落札者は、本市との仮契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

なお、下記の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社等の保証
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
- (4) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を填補する履行保証保険契約の締結

4 契約締結に至らなかった場合

落札者となった入札参加者との契約締結に至らなかった場合は、市は審査結果において、落札者に次いで総合評点が高かった入札参加者と随意契約の交渉を行うことが出来る。

5 契約に係る契約書作成費用

契約書の検討に係る事業者の弁護士費用、印紙代等、事業者側で契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

2 本事業に関する市の担当部署

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市 市民生活環境部 環境整備課

TEL 072-483-9871

FAX 072-483-0206

電子メールアドレス: kankyou@city.sennan.lg.jp